


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 <p style="text-align: center;">【告示】</p> <p style="text-align: center;">（以上県例規集登載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p>	<p style="text-align: center;">行政改革推進室</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">行政改革推進室</p>			<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>
---	---	---	---------------------------------------	---	--	--	--	--	---------------------------------------	---

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十五号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の八」を「第十六条の七」に改める。

第六条の二中 「地方分権推進課
統計調査課」 を「統計分析課」に改める。

第六条の三に次の一項を加える。

3 財政課に、債権対策室を置く。

第七条の二第二項中「地球温暖化対策室」を「新エネルギー・温暖化対策室」に改める。

第九条第一項中「企業立地推進課」を「企業誘致・投資促進課」に改め、同条第二項中「及び新エネルギー推進室」を削る。

第十五条の表中

「	政策推進課	政策班 推進班	「
を			
「	公聴広報課 政策推進課	公聴広報班 晴れの国イメージアップ推進班 政策班 推進班 連携班	「

に、「統計調査課」を「統計分析課」に、「統計活用班」を「分析活用班」に、「行政情報班 公益法人班」を「行政情報班」に、「システム運営班」を「システム管理班」に、「企業立地推進課」を「企業誘致・投資促進課」に、「新産業・技術振興班」を「技術振興班 新産業推進班」に、「企画班 振興班」を「国内誘客班 海外誘客班」に、「酪農飼料班 食肉鶏卵班」を「生産振興班」に、「出納決算班 新システム開発班」を「出

納決算班」に改める。

第十六条第一項第四号中「(アルバイト及び人夫の任免を含む。)」を削る。

第十六条の二第一項第四号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第十六条の三第六号中「取締り」を「保安」に改め、同条第九号中「取締り」を「安全」に改める。

第十六条の六に次の三号を加える。

六 広域連携等の推進に関すること。

七 地方分権改革の推進に関すること。

八 全国知事会等に関すること。

第十六条の七を削る。

第十六条の八(見出しを含む。)中「統計調査課」を「統計分析課」に改め、同条を第十六条の七とする。

第十八条第一項第三号中「(アルバイト及び人夫に係るものを除く。)」を削る。

第二十条に次の一項を加える。

2 財政課債権対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 県の滞納債権(県税に係るものを除く。次号において同じ。)の管理に係る総合調整に関すること。

二 県の滞納債権の徴収に係る指導及び支援に関すること。

第二十五条の二第一号中「及び財政」を「、財政及び税」に改め、同条第四号中「市町村職員共済互助施設の指導監督」を「市町村への権限移譲」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二十五条の六第一号中「の指導監督」を削り、同条第三号を削り、同条第二号中「推進」の下に「及び多重債務者対策」を加え、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 消費者教育の推進及び消費者の安全の確保に関すること。

第二十五条の六第四号中「食品の表示に関する相談及び小売業者の指導監督」を「消費者との間で商品、権利又は役務に関する取引を行う事業者の指導監督及び検査」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「総合企画及び連絡調整」を「総合調整」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「総合企画及び連絡調整」を「総合調整」に改め、同号を同条第

十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「総合企画及び連絡調整」を「総合調整」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「企画立案及び」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「の安定」を削り、同号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 表示及び景品類に関する相談並びに事業者の指導監督及び検査に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

第二十五条の七第十二号中「及び青少年健全育成審議会」を「、青少年健全育成審議会及びびじめの重大事態に係る再調査委員会」に改める。

第二十六条第二項中「環境企画課地球温暖化対策室」を「環境企画課新エネルギー・温暖化対策室」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「太陽光発電の普及啓発」を「環境マネジメントシステム」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を削り、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 おかやま新エネルギービジョンの総合調整に関すること。

二 再生可能エネルギーの普及啓発に関すること。

三 スマートタウン構想の推進に関すること。

第三十一条の二中第十四号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 子ども・子育て会議に関すること。

第三十八条第三項を削る。

第三十九条（見出しを含む。）中「企業立地推進課」を「企業誘致・投資促進課」に改める。

第四十条第十五号を同条第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五 新エネルギー関連分野の産業育成に関すること。

十六 バイオマス関連分野の産業育成に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

第四十九条第十六号中「農地・水保全管理支払」を「多面的機能支払」に改める。

第五十条第十五号中「並びにこれらに係る食料安定供給特別会計」を削る。

第五十三条第十一号を削り、同条第十二号中「岩石採取計画」を「普通海域の保全及び管理」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十三号を第十二号とし、第十四号

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

を第十三号とする。

並びに「に、
 第二百二十六条の表中「(平成十五年法律第百十八号)」を削り、「評価及び」を「評価

岡山県人権政策 審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議 及び意見の具申に関する事務	人権施 策推 進課
----------------	------------------------------------	-----------------

岡山県いじめの 重大事態に係る 再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成二十五年 法律第七十一号)第三十条第二項及び 第三十一条第二項の規定に基づく同法 第二十八条第一項の規定による調査の 結果についての再調査に関する事務	男女共 同参画 青少年 課
岡山県人権政策 審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議 及び意見の具申に関する事務	人権施 策推 進課

岡山県公害健康 被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和四十八年法律第百十一号)によ る健康被害の認定及び補償の給付につ いての意見の具申に関する事務	医葉安 全課
--------------------	--	-----------

岡山県公害健康	公害健康被害の補償等に関する法律	医葉安
---------	------------------	-----

被害認定審査会	岡山県子ども・子育て会議
(昭和四十八年法律第百十一号)による健康被害の認定及び補償の給付についての意見の具申に関する事務	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子ども・子育て支援事業支援計画に関する意見の具申並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議及び意見の具申に関する事務
全課	子ども 未来課

に改める。

第一百三十条の表備前県民局の項中「協働推進室」を「地域づくり推進課」に、「企画

班」を「市町村連携班」に、

農政振興班 農地調整班

を

に改め、同表備前県民局の項中「協働推進室」

を「地域づくり推進課」に、「企画班」を「市町村連携班」に、

農村振興班 農地調整班

を

に、「整備班 治山班」を「第一班 第二班」に改め、同表美作県民局の項中「協働推

進室」を「地域づくり推進課」に、「企画班」を「市町村連携班」に、

農政振興班 農地調整班

を

に、「林業振興班」を「林業振興班 造林班」に、「造林班 治山班」を「治山班」に

改める。

第三百三十三条第七号中「人権・同和対策」を「人権研修」に改め、同条第十二号中「男女共同参画及び」を削る。

第三百三十三条の二第一項中「協働推進室」を「地域づくり推進課」に改め、同項第一号中「協働施策等」を「施策」に改め、同項第六号中「、液化石油ガス及び」を「及び液化石油ガスの保安並びに」に改め、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を削り、同項第十七号中「及び生活安定対策」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十八号中「コミュニティづくり」を「多様な主体との協働並びにコミュニティづくり」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十九号を削り、第二十号を第十七号とし、同項第二十一号中「に関する」を「の啓発に関する」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十二号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十五号中「生活交通、」を削り、「交通対策」を「啓発」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十六号を削り、第二十七号を第二十三号とし、第二十八号を第二十四号とし、同条第二項に次の一号を加える。

十一 人権研修に関すること。

第三百三十五条第二項に次の一号を加える。

七 県税に関連する市町村税に係る援助に関すること。

第三百三十五条第七項中「第六項」を「前項」に改める。

第三百三十九条第七項中第二十号を第二十三号とし、第八号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八 森林の整備及び災害復旧に関すること。

九 林業用種苗に関すること。

十 林野火災及び森林国営保険に関すること。

第三百三十九条第十項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り上げる。

第四百四十二条第八項第十二号中「室」を「課又は班」に改める。

第五百七十七条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第六百六十四条第二項第三号を削る。

第七百七十五条の三第四項第三号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「この条

において「法」を「第七号及び第九十二条において「配偶者暴力防止法」に改め、同項第七号中「法第四章」を「配偶者暴力防止法第四章（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。第九十二条において同じ。）」に改める。

第九十二条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（第八号において「法」という。）を「配偶者暴力防止法」に改め、同条第八号中「法」を「配偶者暴力防止法」に改める。

第二百十条の六第一号中「技術交流及び研修」を「試験及び研究」に改める。

第二百十条の七第一項に次の一号を加える。

六 飼料の検定及び成分分析に関すること。

第二百十条の七第三項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二百五十四条中「図るとともに」を「図り」に、「情報の収集等」を「情報等を収集するとともに、本県の産業、経済及び観光に関する広報、宣伝及び紹介」に改める。

第二百五十五条第一号及び第二号中「事項」を「こと」に改め、同条第三号中「事項」を「こと」に改め、同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 企業誘致、首都圏アンテナショップ及び観光の紹介及び宣伝に関すること。

第二百五十六条中「総務課」を「行政課」に、「企業誘致課」を「営業課」に改める。

第二百五十七条第一項中「総務課」を「行政課」に改め、同条第二項中「企業誘致課」を「営業課」に、「に関する業務」を、「首都圏アンテナショップ及び観光の紹介及び宣伝に関する事務」に改める。

第二百六十四条の五第六号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 産業労働の推進に係る職業紹介事業に関すること。

第二百六十四条の七中「事務をつかさどる」を「業務を行う」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第二百八十条の二第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第三百四条の二の次に次の二条を加える。

（地域農林水産事業部長）

第三百四条の三 必要があるときは、県民局農林水産事業部に、地域農林水産事業部長を置く。

2 地域農林水産事業部長は、上司の命を受け、地域における部内外の事業調整を行うとともに、人材育成及び人事管理等に関する事務を処理する。

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

(地域建設部長)

第三百四条の四 必要があるときは、県民局建設部に、地域建設部長を置く。

2 地域建設部長は、上司の命を受け、地域における部内外の事業調整を行うとともに、人材育成及び人事管理等に関する事務を処理する。
第三百十条を次のように改める。

第三百十条 削除

第三百十七条第一項に次の一号を加える。

十八 自治研修所

第三百二十条の四第一項中「農林水産総合センター農業大学校及び職業能力開発校」を「及び農林水産総合センター農業大学校」に改める。

第三百四十八条の二第一項中「及び県立記録資料館」を削る。

第三百四十九条から第三百五十二条までを次のように改める。

第三百四十九条から第三百五十二条まで 削除

附則第二十七項の前の見出し及び同項から第三十項までを削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項中12を削り、13を12とし、同項14中「13」を「12」に改め、同14を同項13とし、同項15中「11」を「10」とし、「12」を「11」に改め、同15(3)中「総務部参与」を「環境文化部参与」に改め、同15を同項14とし、同項中16を15とし、17から26までをそれぞれ繰り上げ、27を削り、28を26とし、29を27とし、30を28とし、同表6の項12中「公聴広報課参事」を「公聴広報課公聴広報班長」に改め、同表8の項1(2)の合議先欄中「総務学事課公益法人班長」を「総務学事課班長」に改め、同1に次のように加える。

(9) 寄附金が必要を満たすことについての確認書の交付（消費税 法施行令（昭和63年政令第360号）第75条第1項第6号ハ）	総務学事 課長					○		
---	------------	--	--	--	--	---	--	--

別表第一(1)8の項(3)、(5)、(6)、(11)から(14)まで及び(18)の合議先欄中「総務学事課公益法人班長」を「総務学事課班長」に改め、同項中11を12とし、4から10までをそれぞれ繰り下げ、同項3(2)の合議先欄中「総務学事課公益法人班長」を「総務学事課班長」に改め、同表4を同項4とし、同項2の次に次のように加える。

3 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下この項において「法」という。）及び保険業法（平成7年法律第105号）並びに認可特定保険業者等に関する命令（平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく特定保険業に関すること。					○			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

(1) 認可取消業者による保険契約に係る業務及び財産の管理の期限の指定（法附則第2条第11項）

(2) 価格変動準備金を積み立てないこと及び取崩しの認可（法附則第4条第1項において準用する保険業法第115条第1項ただし書，第2項ただし書）					<input type="radio"/>
(3) 事業方法書等に定めた事項の変更の認可（法附則第4条第1項において準用する保険業法第123条第1項）					<input type="radio"/>
(4) 事業方法書等に定めた事項の変更命令（法附則第4条第1項において準用する保険業法第131条）					<input type="radio"/>
(5) 業務の停止等の命令（法附則第4条第1項において準用する保険業法第132条第1項）					<input type="radio"/>
(6) 認可の取消し等（法附則第4条第1項において準用する保険業法第133条）					<input type="radio"/>
(7) 特定保険業等の業務以外の業務の承認（法附則第4条第1項において準用する保険業法第272条の11第2項ただし書）					<input type="radio"/>
(8) 認可特定保険業者及びその子法人等に対する報告及び資料の提出の要求（法附則第4条第1項において準用する保険業法第272条の22第1項，第2項）					<input type="radio"/>
(9) 認可特定保険業者及びその子法人等に対する立入検査（法附					<input type="radio"/>

<p>則第4条第1項において準用する保険業法第272条の23第1項、第2項)</p>						
<p>(10) 特定保険業の認可の取消し（法附則第4条第1項において準用する保険業法第272条の27）</p>				○		
<p>(11) 子会社の保有の承認（法附則第4条第4項ただし書）</p>				○		
<p>(12) 特定保険業に係る会計に関する行為の承認（法附則第4条第7項ただし書）</p>				○		
<p>(13) 定款の変更に係る社員総会及び評議員会の決議の認可（法附則第4条第8項）</p>				○		
<p>(14) 保険金等の支払能力の充実の状況に係る基準の設定（法附則第4条第10項）</p>				○		
<p>(15) 保険契約の移転の認可（法附則第4条第11項において準用する保険業法第139条第1項）</p>				○		
<p>(16) 事業の譲渡又は譲受けの認可（法附則第4条第12項において準用する保険業法第142条）</p>				○		
<p>(17) 業務及び財産の管理の委託の認可（法附則第4条第14項において準用する保険業法第145条第1項）</p>				○		

<p>(18) 管理委託契約の変更又は解除の認可（法附則第4条第14項において準用する保険業法第149条第2項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(19) 解散等の認可（法附則第4条第17項において準用する保険業法第153条第1項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(20) 合併の認可（法附則第4条第17項において準用する保険業法第167条第1項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(21) 清算人の選任（法附則第4条第17項において準用する保険業法第174条第1項、第9項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(22) 代表清算人の指定（法附則第4条第17項において準用する保険業法第174条第7項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(23) 清算人の解任（法附則第4条第17項において準用する保険業法第174条第9項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(24) 清算人の報酬の額の決定（法附則第4条第17項において準用する保険業法第175条第2項）</p>					<input type="radio"/>
<p>(25) 債権申出期間中の弁済の許可（法附則第4条第17項において準用する保険業法第178条において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第234条第</p>					<input type="radio"/>

2 項)							
(26) 清算の監督命令（法附則第 4 条第17項において準用する保険業法第179条第 1 項）				○			
(27) 清算一般社団法人等に対する立入検査（法附則第 4 条第17項において準用する保険業法第179条第 2 項において準用する同法第272条の23第 1 項）				○			
(28) 清算一般社団法人等に対する報告及び資料の提出の要求（法附則第 4 条第17項において準用する保険業法第179条第 2 項において準用する法第 4 条第 1 項において準用する保険業法第 272条の22第 1 項）				○			
(29) 資産の運用方法の承認（省令第22条第 1 項第 5 号）				○			
(30) 業務報告書の提出の延期の承認（省令第33条第 2 項）				○			
(31) 説明書類の総覧の開始の延期の承認（省令第35条第 2 項）				○			

第12条第1項(2)の項中「又は解散」を「、解散又は合併」に、「第92条第 1 項」を「第88条第 1 項、第108条第 1 項、第112条第 1 項」に、同項中「第89条第 1 項」を「第12条第 1 項」に、同項中「第15条第17項」を「第88条第 1 項」を「第121条第 1 項」に、同項中「第14条第16項」を「同項中13を14とし、同14の次に次のように加える。」

15 吸収合併存続法人の名称その他の事項及び新設合併設立法人の定款その他の事項の決定（第108条第 1 項、第 4 項、第112条第 1	○				
--	---	--	--	--	--

項, 第4項)

別表第一(1)25の項12の次に次のように加える。

13 出資等に係る不要財産の納付, 出資等に係る不要財産の譲渡及び当該譲渡に係る収入金額の納付又は簿価超過額を納付しないこととの認可(第42条の2第1項, 第2項, 第3項ただし書)	○
---	---

別表第二(1)中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から33の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二(3)中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から20の項までを一項ずつ繰り上げ、同表21の項中「14」を「13」に改め、同項を同表20の項とし、同表中22の項を21の項とし、23の項から44の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三危険管理課の第3の項9中「第42条第5項」や「第42条第6項」は「第42条第6項」と改め、同項9中「被災住民」や「都道府県外広域一時滞在を必要とする被災住民」は「第86条の3第2項」や「第86条の9第2項」と改め、同項9中「第86条の3第3項」や「第86条の9第3項」は「第86条の3第4項」や「第86条の9第4項」と改め、同項9中「第86条の3第9項」や「第86条の9第9項」と改め、同項9中「第86条の3第12項」や「第86条の9第12項」と改め、同項9中「第86条の4第1項」や「第86条の10第1項」と改め、同項9中「第86条の5」や「第86条の11」と改め、同項9中「第86条の6第1項」や「第86条の12第1項」と改め、同項9中「第86条の6第2項」や「第86条の12第2項」と改め、同項9中「第86条の7第1項」や「第86条の16第1項」と改め、同項9中「第86条の9」や「第86条の18」と改め、同項9中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」や「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と改め。

別表第三消防保安課の部1の項2(1)の合議先欄中「企業立地推進課長」や「企業誘致・投資促進課長」と改め、同部2の項に次のように加える。

6 緊急消防援助隊の出動の指示(第44条の3第1項)	○
----------------------------	---

別表第三消防保安課の部3の項を次のように改める。

3 消防法(昭和23年法律第111号)第111条第1項	
-----------------------------	--

② 中山間地域等活性化支援事業補助金交付要綱（平成26年3月28日付け中第644号）に係るもの 県民局長

別表第三中山間・地域振興課の部中14の項を13の項とし、15の項を14の項とする。

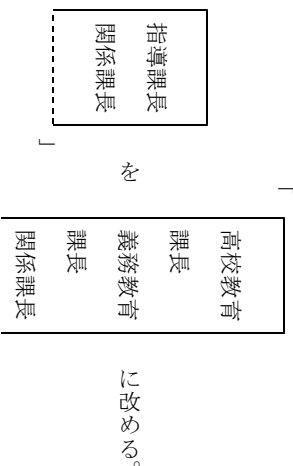
別表第三くらし安全安心課の部9の項1中「衆行」の次に「衆更」を、「第4項」の次に「第5項」を加え、同部に次の一項を加える。

16 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に関する事務	1 消費者教育推進計画の策定、変更及び公表（第10条第1項、第4項、第5項、第6項）								<input type="checkbox"/>	
	2 消費者教育推進地域協議会の意見の聴取（第10条第3項）							<input type="checkbox"/>		

別表第三環境企画課の部2次の1項を加える。

17 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関する事務	1 公害防止統括者等の選任届の受理（第3条から第6条まで）								<input type="checkbox"/>	県民局長
	2 公害防止統括者等に対する解任命令（第10条）								<input type="checkbox"/>	県民局長
	3 報告の徴収及び立入検査（第11条）								<input type="checkbox"/>	県民局長

別表第三地球温暖化対策室の部中「地球温暖化対策室」を「新エネルギー・温暖化対策室」に改め、同部2の項1の合議先欄中



18 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関する事務	1 指定地方公共機関の指定（第2条第7号）	消防保安課長 県民生活 交通課長 企業誘致 ・投資促進課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 県行動計画の変更（第7条第1項）				○										
3 市町村行動計画についての助言又は勧告（第8条第5項）	(1) 計画の作成に係るもの		○												
	(2) 計画の変更に係るもの					○									
4 物資及び資材の備蓄等の決定（第10条）					○										
5 訓練の実施（第12条第1項）						○									
6 県対策本部の設置及び廃止（第22条第1項、第25条）			○												
7 県対策本部の本部員等の任命等（第23条第2項第5号、第3項）			○												
8 医療等の実施の要請等（第31条第1項、第2項、第3項）			○		○										

別表第三医薬安全課の部1の項1⑤中、「第30条」を削り、同1⑥中「第36条の4第2項」や「第36条の8第2項」を追加、同項2②中「第13条」の次に「第19条」を加え、同部2の項中「(昭和35年法律第146号)」を削り、同部3の項2中「第7条第1項、第3項」や「第7条第3項、第21条」を追加。

別表第三子ども未来課の部3の項1③中「第4条、第4条の2」や「第3条、第4条」を追加、同1に次のように加える。

(15) (5)、(7)又は(8)のうち子ども未来課長が指定する債権に係るもの							<input type="checkbox"/>					
---	--	--	--	--	--	--	--------------------------	--	--	--	--	--

別表第三子ども未来課の部11の項1中「指導課長」や「義務教育課長」を追加。

別表第三長寿社会課の部3の項中「(昭和57年法律第80号)」を追加。

別表第三企業立地推進課の部中「企業立地推進課」や「企業経営・投資促進課」を追加。

別表第三産業振興課の部1の項中「(昭和39年法律第170号)」を追加。

別表第三農政企画課の部3の項1①②中「岡山県農林水産活性化対策関係事業」の次に、「中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業及び岡山県6次産業化ネットワーク活動事業」を加え、同1中②を削り、③を②とす。

別表第三組合指導課の部1の項1中「第10条第20項」や「第10条第18項」を追加、同部2中「第64条、第71条」や「第64条第2項、第71条第2項」を追加、同部3中「第65条」や「第65条第2項」を追加、同部4中「第70条」や「第70条第2項」について準用する第65条第2項を追加、同部5の項を追加。

27 特定農業協同組合が基準を超えて余裕金を運用することの承認 (農業協同組合法施行令 (昭和37年政令第271号) 第3条の5第5項ただし書)							<input type="checkbox"/>					
28 特定農業協同組合の承認 (農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (平成5年大蔵省・農林水産省令第1号) 第59条)					<input type="checkbox"/>							

別表第三組合指導課の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から11の項を1項ずつ繰り上げ、同部12の項2中「第24条」や「第25条」を追加、同部3中「第30条」や「第

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

29条第4項、第30条第3項」に改め、同⑧中「農産物共済」を「農作物共済」と、「第85条の4」を「第85条の4第5項」と改め、同項を同部11の項とし、同部中13の項を12の項とし、14の項から16の項までを一項ずつ繰り上げ、17の項1を次のように改める。

1 共同利用施設災害復旧事業及び農業改良資金転貸貸付促進事業に係る補助金の交付の決定（変更又は取消しを含む。）																			○ 県民局長	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--

別表第三組合指導課の部17の項を同部16の項とする。

別表第三畜産課の部2の項1中																				
「基礎雌牛、青種素材牛及び特定形質雌牛の指定及び保留（第5の5）」を「優秀雌牛の整備（第6）」と改め、同部6の項5、7の項及び8の項中「岡山家畜保																				

健衛生所長」を「農林水産総合センター長」と改め、同⑧の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿中「基礎雌牛、青種素材牛及び特定形質雌牛の指定及び保留（第5の5）」を「優秀雌牛の整備（第6）」と

「県民局長 農林水産 総合セン ター長」	を	「 県民局長 農林水産 総合セン ター長」
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	を	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿中「現場検定」を「産肉能力検定（現場後代検定法）」に改め、同⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿を削り、同部10の項1①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿中「第5」を「第6」と改め、同		

部中30の項を削り、31の項を30の項とし、32の項から35の項までを一項ずつ繰り上げ、36の項1を次のように改める。

1 岡山県草地畜産基盤整備事業並びに岡山県畜産振興事業及び強い農業づくり交付金事業（2以上の県民局に係るものを除く。）に係る補助金の交付の決定（変更及び取消しを含む。）																			○ 県民局長	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--

別表第三畜産課の部36の項を同部35の項とする。

別表第三耕地課の部1の項3(2)中「農村振興課長への合議は、関係事業分に限る。」を削り、同部中10の項及び11の項を削り、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を次のように改める。

14 岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務	1 災害復旧事業、災害関連事業、農村地域防災減災事業、小規模ため池補強事業元利償還助成事業、小規模基盤整備事業元利償還助成事業、土地改良事業資金融資利子補給事業、農村振興総合整備実施計画策定事業、基幹的農業水利施設適正管理事業、ホライアオイ除去対策事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、国営造成施設管理体制整備促進事業、基幹水利施設管理事業、農業農村整備実施計画策定事業、多面的機能支払事業、岡山県経営体育成促進事業、地域用水機能増進事業、新農業水利システム保全対策事業、農村環境計画策定事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、土地改良施設P・C・B廃棄物処理促進対策事業及び農山漁村地域整備交付金事業(地域用水環境整備事業)に係る補助金の交付の決定(変更又は取消しを含む。)						○ 県民局長	
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--------	--

別表第三耕地課の部14の項を同部12の項とする。

別表第三農村振興課の部8の項3を削り、「回覧」中「特定利用権」や「農地中間管理権」を削り、同4を同項3とし、同3の次に次のように加える。

4 違反転用にに対する処分(第51条第3項, 第4項)				○			
-----------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第三農村振興課の部8の項5を削り、「回覧」中の「企業立地推進課長」や「企業誘致・投資促進課長」を削り、同14の項1中「農地保有合理化事業規程」や「事業規程」を「及び変更」や「変更」及び「並びに」や「及び」に置き、「第7条第1項」や「第9条第1項, 第10条第1項」を「及び」及び「回覧」中「農地保有合理化法人への報告徴収及び改善命令(第9条, 第10条)」や「監督命令及び業務の委託の承認(第11条において準用する農地中間管理事業の推進に関する法

律（平成25年法律第101号）第13条、第22条第2項、及び同法第15の項及び16の項を次のように改める。

<p>15 経営体育成支援事業実施要綱の実施に関する事務</p>	<p>1 経営体育成支援計画、被災農業者経営支援計画及び条件不利地域補助型経営体育成支援計画の承認</p>							
<p>16 岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務</p>	<p>1 中山間地域総合整備事業、農村振興総合整備事業、農業集落排水事業、小規模土地改良事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、基盤整備促進事業、農業委員会補助金事業、中山間地域等直接支払対策事業、農山村・棚田地域“農力”再生事業、土地改良事業促進費、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、岡山県経営体育成交付金事業、機構集積協力金交付事業、地域農業支援組織連携強化金事業及び教育ファーム事業に係る補助金の交付の決定（変更又は取消しを含む。）</p>						<p>○ 県民局長</p>	

別表第三農村振興課の部中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項の次に次の一項を加える。

<p>15 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 基本方針の制定又は変更及び公表（第3条第1項、第4項、第5項）</p> <p>2 指定及び取消し並びに公告（第4条第1項、第5条第1項、第3項、第15条）</p> <p>3 農地中間管理事業評価委員会の委員の任命の認可（第6条第3項）</p>			<p>○</p>				
				<p>○</p>				

◎岡山県告示第九十四号

許認可事務等標準処理期間要綱(昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表本庁共通の部中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から12の項までを一項ずつ繰り上げる。
別表知事直轄の組織の部中

危機管理課	1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第5項、第8項	許可事務等の種類	協議	45日	標準処理期間			備考
						処理期間	経由期間	協議機関 処理期間	
						出先機関	市町村		

を

危機管理課	1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第5項、第8項	許可事務等の種類	協議	45日	標準処理期間			備考
						処理期間	経由期間	協議機関 処理期間	
						出先機関	市町村		

に改める。

別表知事直轄の組織の部消防保安課の項14中「第31条第3項」の次に「、第7項」を「交代」の次に「、書換え及び再交代」を加え、同項中15を削り、16を15とし、17を16とし、同項18中「15日」を「14日」に改め、同18を同項17とし、同項中19を削り、20を18とし、21から33までを一項ずつ繰り上げ、同項34中「13日」を「14日」に改め、同34を同項32とし、同項中35を33とし、36から41までを一項ずつ繰り上げ、42及び43を削る。

別表県民生活部の部中山間・地域振興課の項3中「5日」を「4日」に改め、「9日」を削り、同項4中「19日」を「30日」に改め、「21日」を削る。
 別表県民生活部の部国際課の項に次のように加える。

3	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項	一般旅券の早期発給	3日					
---	-------------------------	-----------	----	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部環境企画課の項に次のように加える。

2	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64条）第32条第2項	第二種フロン類回収業者の登録（国土交通大臣の通知に基づくものに限る。）	14日					
---	--	-------------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部地球温暖化対策室の項中「地球温暖化対策室」を「新エネルギー・温暖化対策室」に改める。
 別表環境文化部の部環境管理課の項3を次のように改める。

3	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項	区域の指定	55日	5日				
---	-----------------------------	-------	-----	----	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医療推進課の項13及び14中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改め、同項2中「（平成18年法律第84号）」を削る。
 別表保健福祉部の部医薬安全課の項24中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。
 別表産業労働部の部企業立地推進課の項中「企業立地推進課」を「企業誘致・投資促進課」に改める。
 別表産業労働部の部経営支援課の項中44及び45を削り、46を44とし、47から50までの二すの繰り上げを。
 別表農林水産部の部組合指導課の項5中「第10条第20項」を「第10条第18項」に改め、同項2中「第59条」を「第60条」に改め、同項25中「第24条第1項」を「第25条」に改め、同項26中「第3条の5第5項」を「第3条の5第5項ただし書」に、「特定組合の余裕金運用の基準の承認」を「特定農業協同組合が基準を超えて余裕金を運用することの承認」に改める。

別表農林水産部の部畜産課の項17中「昭和37年農林省令第1号」や「昭和37年法務省・農林省令第1号」に改める。

別表農林水産部の部農村振興課の項5中「第8条第1項」や「第9条第1項」及び「農地保有合理化事業規程の変更等」や「事業規程の変更又は廃止」及び「30日」や「12日」に改め、回5を回項6とし、回項4中「第7条第1項」や「第8条第1項」及び「農地保有合理化事業規程」や「事業規程」及び「30日」や「12日」に改め、回4や回項5を回項3の次に次のように加える。

別表農林水産部の部農村振興課の項に次のように加える。

4	農地法第39条	農地中間管理権を設定すべき旨の裁定	25日					
7	農業経営基盤強化促進法第11条	業務の委託の承認	12日					
8	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条第1項	農地中間管理機構の指定	12日					
9	農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第3項	農地中間管理事業評価委員会の委員の任命の認可	12日					
10	農地中間管理事業の推進に関する法律第7条第1項	役員の選任及び解任の認可	12日					
11	農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項	農地中間管理事業規程の認可	12日					
12	農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項	事業計画及び収支予算の認可又は変更の認可	12日					
13	農地中間管理事業の推進に関する法律第14条第1項	農地中間管理事業の休廃止の認可	12日					

14	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項	農用地利用配分計画の認可	30日				
15	農地中間管理事業の推進に関する法律第20条	農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認	12日				
16	農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項	農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除の承認	12日				
17	農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第2項	農地中間管理事業に係る業務の委託の承認	12日				

別表土木部の部建築指導課の頁1中「第43条」を「(昭和25年法律第201号) 第43条」と改め、同頁97中「個人事業者」を「個人施行者」と改め、同頁98中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と改め、同頁98中「第8条第1項」を「(昭和26年岡山県条例第10号) 第8条第1項」と改め、

別表土木部の部住宅課の頁27中「(平成11年法律第81号)」を改め、

別表出先機関の部県民局(地域政策部)の頁22中「設定」を「認定」と改め、同頁97中「(平成14年法律第87号)」を改め、同頁99中「(平成14年法律第53号)」を改め、

別表出先機関の部県民局(農林水産事業部)の頁23中「第14条第3項」を「第21条第3項」と改め、

別表出先機関の部県民局(建設部)の頁中85及び86を削り、87を85とし、88ならびに89を17及び18と改め、

別表出先機関の部岡山空港管理事務所の頁8中「第13条第4項」を「第13条第5項」と改め、

別表出先機関の部家畜保健衛生所の頁5中「及び第3号」を改め、

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。